

東証上場会社における社外取締役の選任状況  
及び社外取締役を置くことが相当でない理由の開示状況について

---



2017年9月6日  
株式会社 東京証券取引所

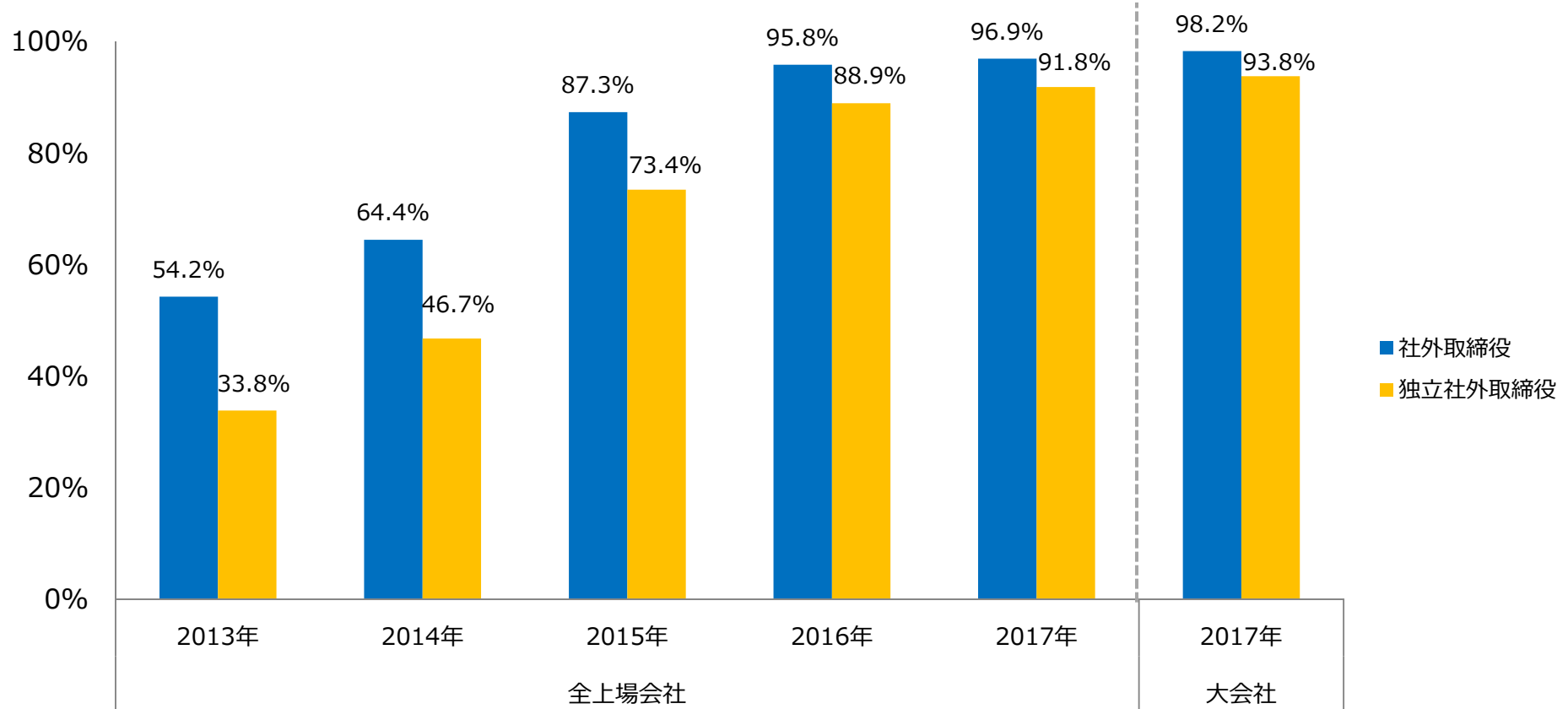
# 1.社外取締役の選任状況



## 社外取締役・独立社外取締役の選任状況(1名以上)

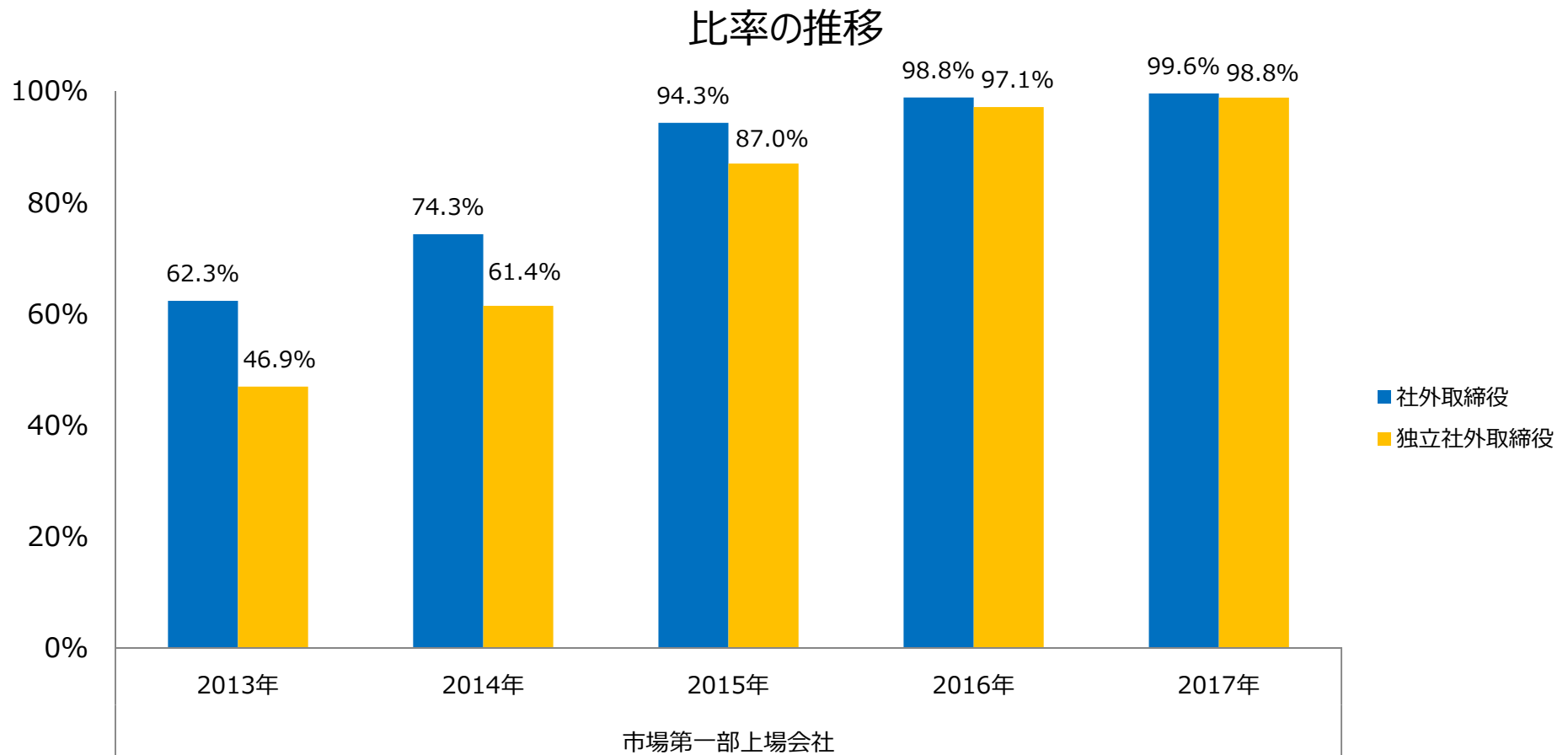
- 社外取締役・独立社外取締役を選任する上場会社の比率は、
  - ✓ 全上場会社では、それぞれ96.9%、91.8%
  - ✓ 大会社に限ると、それぞれ98.2%、93.8%

比率の推移



## 社外取締役・独立社外取締役の選任状況(1名以上)

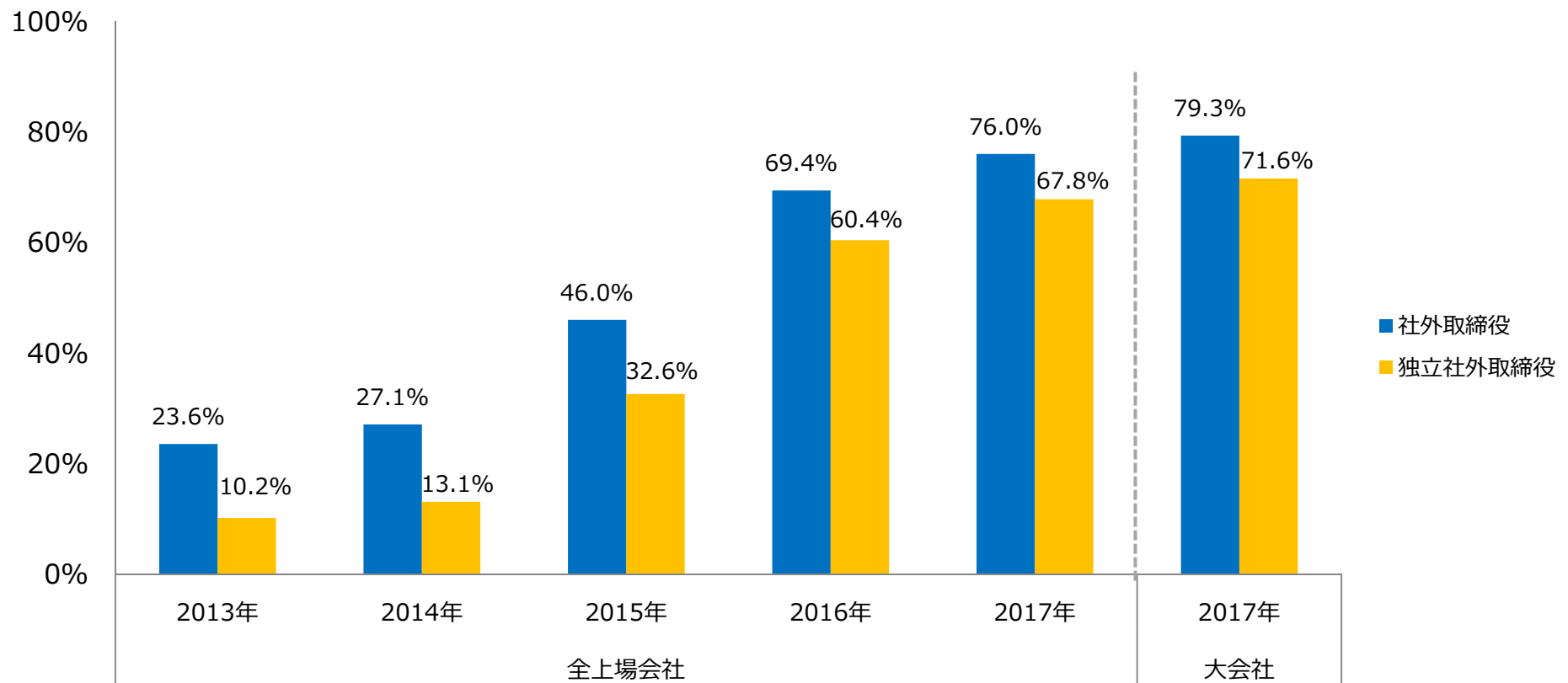
- 社外取締役・独立社外取締役を選任する市場第一部上場会社の比率の推移は以下のとおり



## 社外取締役・独立社外取締役の選任状況(2名以上)

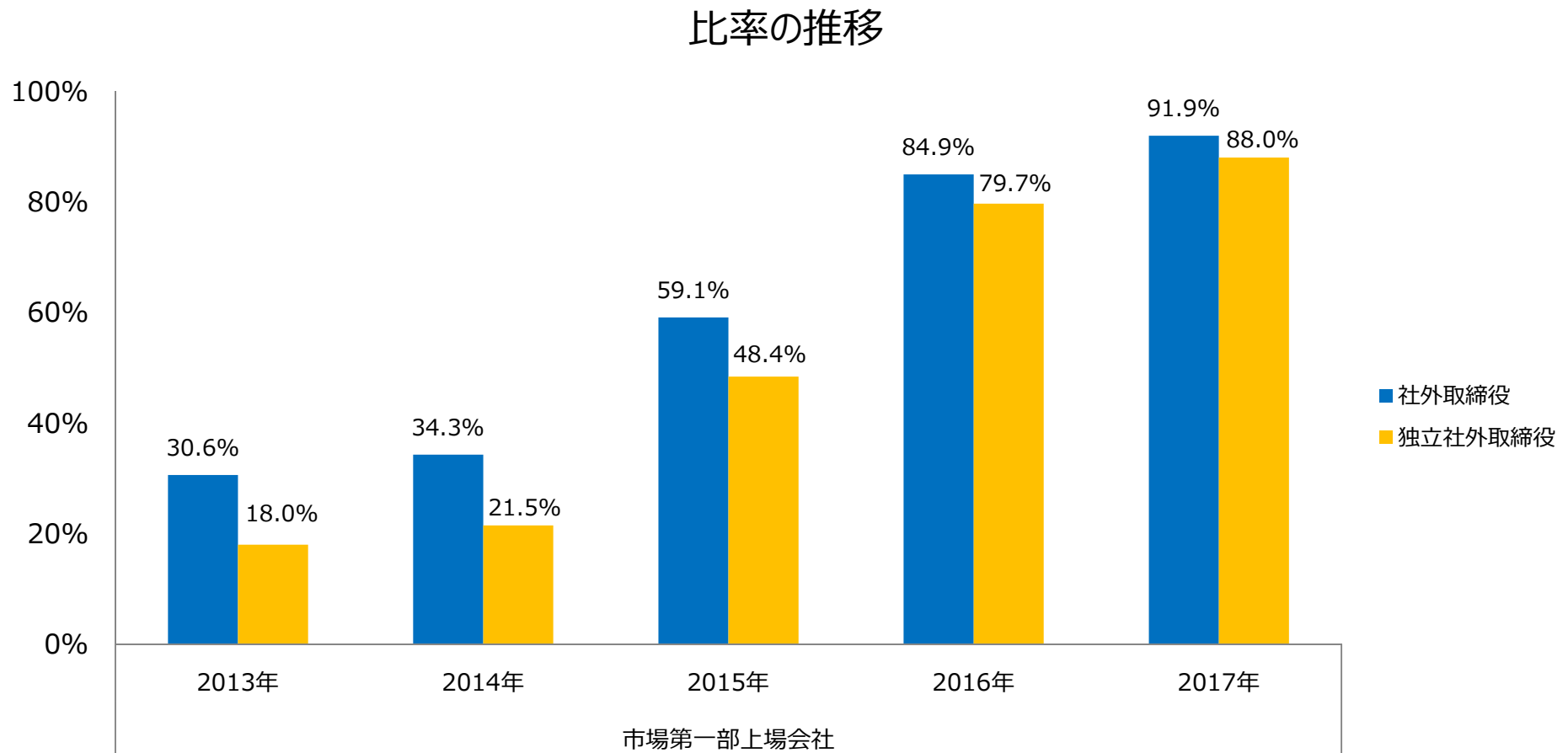
- 社外取締役・独立社外取締役を2名以上選任する上場会社の比率は、
  - ✓ 全上場会社では、それぞれ76.0%、67.8%
  - ✓ 大会社に限ると、それぞれ79.3%、71.6%

比率の推移



## 社外取締役・独立社外取締役の選任状況(2名以上)

- 社外取締役・独立社外取締役を2名以上選任する市場第一部上場会社の比率の推移は以下のとおり



## 【参考】1社あたりの社外取締役・独立社外取締役人数

集計対象	社数	取締役会 平均人数	社外取締役					独立社外取締役						
			平均人数	0名	1名	2名以上	1/3以上	過半数	平均人数	0名	1名	2名以上	1/3以上	過半数
市場第一部	2,021社	9.31人	2.57人	<b>9社</b>	154社	1,858社	712社	89社	2.34人	24社	219社	1,778社	549社	58社
				<b>0.4%</b>	7.6%	92.0%	35.2%	4.4%						
市場第二部	523社	7.80人	2.08人	6社	125社	392社	169社	13社	1.74人	30社	162社	331社	98社	7社
				1.1%	23.9%	75.0%	32.3%	2.5%						
マザーズ	241社	5.96人	1.84人	16社	100社	125社	104社	26社	1.37人	38社	116社	87社	69社	7社
				6.6%	41.5%	51.9%	43.2%	10.8%						
JASDAQ	752社	6.84人	1.54人	77社	361社	314社	173社	27社	1.09人	199社	351社	202社	92社	9社
				10.2%	48.0%	41.8%	23.0%	3.6%						
全上場会社	3,537社	8.33人	2.23人	108社	740社	2,689社	1,158社	155社	1.92人	291社	848社	2,398社	808社	81社
				3.1%	20.9%	76.0%	<b>32.7%</b>	4.4%						
JPX日経400	398社	10.67人	3.09人	<b>0社</b>	9社	389社	157社	27社	2.91人	1社	15社	382社	136社	23社
				<b>0.0%</b>	2.3%	97.7%	39.4%	6.8%						
大会社	3,136社	8.60人	2.31人	<b>55社</b>	594社	2,487社	1,029社	140社	2.00人	196社	696社	2,244社	721社	71社
				<b>1.8%</b>	18.9%	79.3%	32.8%	4.5%						

※下段の数値（比率）は各区分における社数に占める構成比。

## 【参考】会社法上の機関設計の選択状況

集計対象	社数	指名委員会等 設置会社		監査等委員会 設置会社		監査役会 設置会社	
		会社数	比率	会社数	比率	会社数	比率
市場第一部	2,021社	65社	3.2%	440社	21.8%	1,516社	75.0%
		(+4社)	(+0.1%)	(+91社)	(+4.0%)	(-40社)	(-4.1%)
市場第二部	523社	2社	0.4%	156社	29.8%	365社	69.8%
		(+0社)	(+0.0%)	(+40社)	(+8.2%)	(-53社)	(-8.2%)
マザーズ	241社	3社	1.2%	39社	16.2%	199社	82.6%
		(+1社)	(+0.4%)	(+11社)	(+4.2%)	(-5社)	(-4.6%)
JASDAQ	752社	4社	0.5%	163社	21.7%	585社	77.8%
		(-1社)	(-0.1%)	(+19社)	(+3.0%)	(-37社)	(-2.9%)
全上場会社	3,537社	74社	2.1%	<b>798社</b>	<b>22.6%</b>	2,665社	75.3%
		(+4社)	(+0.1%)	(+161社)	(+4.4%)	(-135社)	(-4.5%)
JPX日経400	398社	35社	8.8%	58社	14.6%	305社	76.6%
		(+5社)	(+1.3%)	(+7社)	(+1.8%)	(-14社)	(-3.1%)
大会社	3,136社	70社	2.2%	705社	22.5%	2,361社	75.3%

※括弧内は昨年比。



## 2. 社外取締役を置くことが相当でない理由の分析



## 社外取締役を置くことが相当でない理由

➤ 事業報告書において開示されている理由は大別して次の3種類に分けられる

(1) 「適任者」不在：48社中38社（79%）

- ✓ 「適任者」の要件として、①「自社及び／又は自社の属する業界に関する専門知識」を定めている会社が多い（30社）
- ✓ その他、②「企業経営全般に関する知見」、③「経営陣からの独立性」等も要件として明示している会社も見られる

※平成26年改正会社法施行後、毎年適任者不在を理由としている会社が多数を占める

(2) 迅速かつ的確な経営の阻害：48社中25社（52%）

- ✓ 前（1）に言及した上で、「適任者」でない者を社外取締役とすれば、迅速かつ的確な意思決定が阻害されるとする会社が多い

(3) 社外取締役を置かなくとも現状のガバナンスで十分：48社中24社（50%）

- ✓ 独立した社外監査役が社外取締役に期待される経営監視機能を果たしている（20社）
- ✓ 自社事業に精通した社内取締役が相互に牽制・監督しており問題ない（6社）

※ なお、48社中32社は、適任者の選任に向けた検討を進めている旨説明している。

## 社外取締役を置くことが相当でない理由（開示例）

### ◆ くらコーポレーション（2695）：市場第一部・小売業

（3）当社は、社外取締役を置いておりませんが、当社の事業特性を踏まえた創造的かつ実質的な議論を取締役会で行っております。監査役におきましては取締役会に対し、積極的かつ適切に監督、牽制する体制が採られております。

（1）当社の経営からの独立性を有しつつ、当社の成長と発展のために当事者意識と危機感を共有し、業界及び現場に精通し、最大限の企業価値の向上に資する要件を満たす社外取締役が見当たらない現時点におきましては、現在の体制が最も有効であると考えております。

### ◆ 誠建設工業（8995）：市場第二部・不動産業

（3）当社の社外監査役2名は、独立・公正な立場にあり、内部監査部署並びに監査法人と連携して監査を厳格に実施するとともに、取締役会に出席し意見を述べ、社外取締役に匹敵する経営監視機能を発揮しております。

社外取締役の重要性については認識しており、（1）社外取締役を導入すべく社外取締役候補者の人選に向け、前向きに検討してまいりましたが、当社の経営規模・体制にとっての適任者を確保できず、このような中で社外取締役を設置することは、却って経営監視機能の実効性を損なう恐れがあるため、現在まで導入に至っておりません。

今後につきましては、ガバナンスの向上のため当社にとって適任である社外取締役候補者の人選に引き続き取り組むとともに、監査等委員会設置会社への移行も含め鋭意検討してまいります。

※ 数字及び下線は東証による。次頁において同じ。

## 社外取締役を選任することが相当でない理由（開示例）

### ◆ ケアネット（2150）：マザーズ・サービス業

（２）当社取締役におきましては、事業内容に精通した取締役を中心に、迅速かつ的確、柔軟な意思決定を重視しており、社外取締役を設置しておりません。経営の監督を強化する議論の動向を踏まえ、社外取締役の必要性について検討しましたが、（１）独立性を重視するあまり、適性を欠く方を社外取締役として選任することは、かえって当社の企業価値にマイナスの影響を及ぼしかねないことから、当事業年度におきましては、社外取締役を置くことは相当でないと判断しました。なお、（３）独立性のある経営の監督という点では、現在２名いる社外監査役が取締役会に出席し、取締役の業務執行をチェックするほか、客観的かつ専門的な立場から適宜意見を述べており、経営監視機能の客観性及び中立性は確保されているものと考えております。

### ◆ 桂川電気（6416）：ジャスダック・機械業

当社においては、（３）月に２回の取締役会を開催しており、当社事業に精通した社内出身者である取締役により議案に対する審議を尽くすことを通じて実質的な監督機能を十分に果たしております。（２）社外取締役の就任によって、その機動性が損なわれ、監督機能が低下する可能性があります。また、画像情報機器に関する（２）高度な専門知識が必要な内容を取締役会の場で議論しており、社外取締役の就任によって、意思決定の迅速性を阻害される可能性があります。一方、当社といたしましては、当社経営者から独立した立場からの経営への助言や監督を強化するための社外取締役選任のメリットについても認識し、現在、社外取締役の選任に向けて適任者の選定を行っております。（１）現時点で法令上の要件を充足し、かつ、当社事業を理解し経営への助言や監督の任務を遂行しうる適任者の方の選定に至っておりません。現状において当社が求める適格性を欠く方を社外取締役に選任することは、当社経営に悪影響を与える可能性があり、相当でないと判断しております。

## 集計対象

- 2017年についての数値は、2017年7月14日時点のコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載をもとに集計。
- 比較対象としている2016年以前の数値は、各時点におけるコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載をもとに集計。
- 会社法上の大会社の判定は、QUICK AstraManagerにより取得した資本金及び負債総額を使用

## 独立社外取締役の定義

- 本集計において、独立社外取締役とは、以下の独立性基準を満たし、独立役員として届け出られている社外取締役のことを指す。

### 独立性基準（抜粋）

- A. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- B. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- C. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- D. 最近において次の（A）から（D）までのいずれかに該当していた者
  - （A） A、B又はCに掲げる者
  - （B） 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
  - （C） 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
  - （D） 上場会社の兄弟会社の業務執行者